

議案第81号

清水町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

平成30年12月11日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

清水町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成14年清水町条例第66号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「120円」を「290円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、適正に分別された資源ごみを搬入する場合の処理手数料については、無料とする。

別表第1（第15条関係）中

「

	清掃センターに直接 搬入するもの	重量10キログラムごとに	60円
--	---------------------	--------------	-----

」

及び同表備考を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。